

「登録住宅いえかるて」 制度 利用規約

一般社団法人住宅長期支援センター

住宅履歴情報の蓄積と活用を行う関係者(情報生成者、情報活用者、情報サービス機関等)は、「住宅履歴情報の蓄積・活用の指針」に基づき本利用規約を遵守すること。

第1条 理念

住宅は、世代を超えて継承されるべき社会的資産であり、住宅の質を維持・向上し、豊かな住生活を実現する。

第2条 目的

一般社団法人住宅長期支援センター(以下センター)は、住宅の適切な維持管理並びに既存住宅の適切な住み継ぎを実現することを目的とする。

第3条 住宅履歴情報とその整備

住宅の建築、売買、維持管理(リフォーム等)で生成、登録、活用する住情報は、住宅所有者に帰属する情報で、虚偽が無いこと。

情報サービス機関は、住宅履歴整備で履歴情報帰属の原則(第 13 条)、情報サービス機関の基本原則(第 14 条)と基本ルール(第 15 条)を遵守し事業を推進する。

第4条 「登録住宅いえかるて」(以下登録住宅という)

一般社団法人住宅長期支援センター(以下センター)は、会員及び住宅所有者から預かった住宅に関する履歴情報を蓄積・活用し、住宅の維持管理を確実に実施する諸サポートを行う。

第5条 「登録住宅いえかるて」利用者(以下利用者という)

利用者は、情報生成者、情報活用者とする。「登録住宅いえかるて」へ住宅情報の預け入れは、住宅所有者又は、住宅所有者の了承を受けた蓄積と活用を行う当支援センターの正会員、賛助会員が行う。

2. 上記会員以外に「登録住宅いえかるて」限定事業者、会員に協力して住宅履歴情報の蓄積と活用を行う関連事業者、リフォーム・仲介等の一時利用者を含む。

第6条 登録する住宅の要件と登録住宅のサポート

登録住宅に登録される住宅の要件とサポートは、別紙で定めた通りとする。

第7条 利用者アカウント

当センターは、利用者に対し登録住宅を利用に必要なログインID、パスワード(以下「アカウント」という)を付与する。

利用者は、自らの責任でアカウントを使用し管理する。なお利用者は、アカウントを第三者へ譲渡又貸与は一切できない。

2. アカウントの盗難、第三者による不正使用が生じた場合は、直ちに当センターに届け出、当センターの指示に従うものとする。
3. 利用者がサービスの利用にあたり入力したアカウントが登録したものと一致した場合、当センターは、アカウント発行利用者による利用があったとみなす。諸事情により利用者が自ら無断で他人に貸与等で第三者が利用した場合も、これにより生じた損害については一切責任を負わない。
4. アカウントの不正使用により、住宅所有者又は当センターに損害が生じた場合、利用者は生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

第8条 支援の期間

支援期間は、当該住宅の完工日等より 15 年間を一期とし、別紙定めた通りとする。最長 75 年間サポートは、会員である住宅事業者が連携で実施する。但し情報蓄積期間終了前に期間延長を申し出た場合は、延長期間を設定する。

第9条 アカウントの停止・変更・取消

→次ページへ

当センターは、利用者が次の各号に該当すると判断した場合、事前に通知することなく利用者によるサービスの停止、利用者のアカウントの変更、取消ができる。これにより利用者に損害が発生しても、当センターは一切責任を負わない。

- a. 法令や本規約に違反する行為があった場合
- b. サービス利用に関して不正行為があった場合
- c. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業若しくは団体又は関係者、その他の反社会的勢力(以下「暴力団等」という)である場合、若しくは暴力団等であったことが判明した場合
- d. その他当センターが適当と判断した場合

第10条 点検登録工事店の変更

登録住宅の生成、申請を行った会員企業にて転業廃業等が生じ、登録住宅のサポートが出来なくなった時は、速やかに支援センターと所有者に連絡すること。連絡を受けた支援センターは、住宅所有者に今後のサポートについて点検登録工事店を会員企業の中から選択、住宅所有者に紹介する。

住宅所有者から承諾を受けた点検登録工事店は先の会員企業に引き続き、支援センターが定めるサポートを行う。

第11条 個人情報保護

「プライバシーポリシー」に則り個人情報保護法及び関連法規の遵守

第12条 規定の変更

当センターは運営上の判断で予告無く本規約の変更を行うことがあり、関係者は変更後の規定に従い取り扱うものとする。なお、変更によって生じる損害に対して当センターは一切の責任を負わない。

第13条 住宅履歴情報帰属の原則

住宅履歴情報の第一義的な所有権は住宅所有者である。

第14条 情報サービス機関の基本原則

1. 参加自由の原則

住宅履歴情報の蓄積・活用を利用するための情報サービス機関に、情報生成者、情報活用者は自由に参加することが出来る。

2. 情報継承の原則

情報を蓄積・保管している情報サービス機関は、廃業しても他の機関で引受けを可能にするよう努める。

3. 費用負担の原則

情報サービス機関を利用する運営コストは、情報蓄積利用等受益者が応分の負担をする。

第15条 情報サービス機関の基本ルール

1. 各々の住宅に唯一の「共通 ID」を発行して情報を管理し対象の住宅を特定する。
2. 住宅履歴情報整備検討委員会の指針に基づいて共通用語を使い、住宅履歴情報を蓄積する。
3. 情報サービス機関は、情報アクセス時の個人認証等、一定の情報セキュリティ対策を講じている。
4. 住情報登録には、情報生成者の名前を記載し、その責任の所在を明確化する。
5. 建築確認などの法令や点検等により生成される情報は、正確で必要性が高い情報が蓄積されるよう努める。
6. 履歴情報の保管・継承・削除等のルールを別紙の通り定めている。但し、住宅所有者の申し出により、変更 削除は可能とする。

以上

附則

平成 28 年年 4 月 1 日 制定

平成 30 年 4 月 1 日 改定

令和 2 年 11 月 19 日改訂